

※この法令は廃止されています。

平成二十八年人事院規則九一―四二

人事院規則九一―四二（平成二十八年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）等に基づき、同法の施行に伴う給与の支給等の特例に關し次の人事院規則を制定する。

第一条 （定義）

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 経過措置額支給特定職員 一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）等に基づき、同法の施行に伴う給与の支給等の特例に關し次の人事院規則を制定する。

二 員員であり、かつ、平成二十八年四月一日前に五十五歳に達した者であつて、同条の規定による俸給を支給されるものをいう。

三 施行日 一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号。以下「平成二十八年改正法」という。）の施行の日をいう。

四 改正前の給与法 平成二十八年改正法第一条の規定（給与法第十九条の七第二項及び附則第十一項の改正規定を除く。）による改正後の給与法をいう。

（経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例）

第二条 経過措置額支給特定職員に対する平成二十八年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に當たつては、この規則の規定（第四条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与法の規定（平成二十六年改正法附則第七条の規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与法の規定（平成二十六年改正法附則第七条の規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与法の規定により支給されるべき額に相当する額をもつてそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

一 債給（人事院の定める場合におけるものに限る。）

二 専門スタッフ職調整手当

三 地域手当

四 広域異動手当

五 特地勤務手当

六 特地勤務手当に準ずる手当

七 超過勤務手当

八 休日給

九 夜勤手当

十 期末手当

十一 勤勉手当

十二 勤め手当

十三 勤め手当

十四 勤め手当

十五 勤め手当

十六 勤め手当

十七 勤め手当

十八 勤め手当

十九 勤め手当

二十 勤め手当

二十一 勤め手当

二十二 勤め手当

二十三 勤め手当

二十四 勤め手当

二十五 勤め手当

二十六 勤め手当

二十七 勤め手当

二十八 勤め手当

二十九 勤め手当

三十 勤め手当

三十一 勤め手当

三十二 勤め手当

三十三 勤め手当

三十四 勤め手当

三十五 勤め手当

第六条 この規則に定めるもののほか、平成二十八年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例に關し必要な事項は、人事院が定める。

附則

（施行期日）

1 二の規則は、公布の日から施行する。

（経過措置額支給特定職員に関する規則九一―三五の規定の読み替え）

2 経過措置額支給特定職員に関する規則九一三五（原子力安全基盤機構解散法附則第五条の規定による特別の手当） 第五条第二項の規定の適用については、同項中「第六条の四」とあるのは、
〔第六条の四、規則九一四二（平成二十八年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）第五条第一項〕とする。